小浜市自主防災組織等活動支援事業補助金について

小浜市総務部防災防犯課

１　補助制度の概要

市では、小浜市補助金等交付規則（以下「規則」という。）および小浜市自主防災組織等活動支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）にもとづき、地域防災力の向上を図ることを目的として、自主防災組織および各地区の自主防災活動に要する経費の一部を補助します。

（１）補助対象者（以下「自主防災組織等」という。）

・小浜市自主防災組織の育成に関する要綱第６条の規定により登録された自主防災組織

・地区区長会

（２）補助対象事業および補助金額等

補助金の交付対象となる事業は、上記自主防災組織等が行う自主防災活動に関する事業で、補助対象経費、補助率および限度額は、次のとおりです。

<table>
<tr><th colspan="2">補助対象経費</th><th>補助率</th><th>限度額</th></tr>
<tr><td>自主防災組織の設立に係る経費</td><td>設立時に必要となる会議費、事務用品等</td><td>全額</td><td>２万円</td></tr>
<tr><td>防災訓練に係る経費
【地区で場合】</td><td rowspan="2">訓練資料等印刷代、訓練用資材費、任意保険加入費、講師謝礼代、燃料、お茶代等（※弁当・ジュース類・アルコール類などは対象外）</td><td>全額</td><td>３万円</td></tr>
<tr><td>防災訓練に係る経費
【各区の組織で場合】</td><td rowspan="4">1/2
※ただし、個別避難計画または防災マップを作成しているものとする（申請時に確認）。
未作成の組織については補助率を 1/3 とする。</td><td rowspan="4">世帯数区分に応じる</td></tr>
<tr><td>防災意識の啓発に係る経費</td><td>防災マップ・パンフレット等の作成費または購入費、防災に係る看板・避難路案内標識等の作成・設置費、防災研修会等の資料印刷費、講師謝礼等</td></tr>
<tr><td>防災士資格取得に係る経費</td><td>防災士資格取得費用のうち、自己負担分（手数料、交通費等は除く）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">防災資機材・備蓄品の整備に係る経費</td><td>購入単価が１０万円を超えないもの</td></tr>
<tr><td>購入単価が１０万円を超えるもの</td><td>2/3
※ただし、個別避難計画または防災マップを作成しているものとする（申請時に確認）。
未作成の組織については補助率を 1/2 とする。</td><td>１５万円</td></tr>
</table>

・自主防災組織等１団体当たりの補助金額は、予算の範囲内において、上の表に掲げる補助率および限度額に基づき算出します。ただし、その額に１，０００円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とします。

・また、世帯数区分に応じた限度額は、次のとおりです。

補助対象者	区分	限度額
自主防災組織	５０世帯未満	３０,０００円
	５０世帯以上１００世帯未満	４０,０００円
	１００世帯以上２００世帯未満	６０,０００円
	２００世帯以上	８０,０００円
地区区長会	―	５０,０００円

※自主防災組織の世帯数は、市で把握している令和７年４月１日現在の世帯数または自主防災組織登録申請書もしくは自主防災組織変更届に記載された世帯数のうちいずれか少ない世帯数とします。

・この補助事業により補助金の交付を受けた自主防災組織等は、同じ年度に再度この補助金の交付を受けることはできません。ただし、「自主防災組織の設立に関する経費」および「防災訓練に係る経費（地区で実施）」については、それ以外の補助対象経費とは別に交付を受けることが出来ます。

（３）その他

申請書など提出書類の様式（電子ファイル）は、市公式ホームページに掲載します。

小浜市　自主防災組織　補助金　で検索

補助金の交付を受けるには、補助事業の実施前に交付申請をしていただき、決定を受ける必要がありますので、ご注意ください。

２　補助金交付申請等の流れ

※申請窓口は、小浜市役所防災防犯課（市庁舎４階）です。

手続き	時期	●提出書類 ○市からの通知文書
①　交付申請 【自主防災組織等⇒市】 ↓	補助事業（防災訓練実施、防災資機材等購入など）実施の概ね１カ月前までに ※交付決定より前に購入や訓練実施をした場合、補助金の対象となりませんので、ご注意ください。	●補助金等交付申請書 ●事業計画書・収支予算書 ●添付書類 ・補助事業の詳細がわかるもの （例えば、防災訓練の場合、訓練計画や区民への案内チラシなどその内容のわかるもの。防災資機材購入の場合、購入する資機材のカタログの写しなど）
②　交付決定通知 【市⇒自主防災組織等】 ↓	市で交付申請の審査、交付の決定後	○補助金等交付指令書 ・市から送付します
③　補助事業（防災訓練や防災資機材購入等）の実施 【自主防災組織等】 ↓	交付決定通知後	
④　実績報告 【自主防災組織等⇒市】 ↓	補助事業終了後すみやかに	●実績報告書 ●収支決算書 ●添付書類 ・補助事業のわかる写真 （例えば、防災訓練の場合、訓練風景等の写真。防災資機材等購入の場合、購入した資機材の写真など。） （添付する写真には、次４ページの内容を記載ください。） ・補助事業に係る支払い領収書（明細のわかるもの）の写し
⑤　補助金の額の確定 【市⇒自主防災組織等】 ↓	市で実績報告書の審査、補助金額の確定後	○補助金確定通知書 ・市から送付します ※ただし、補助金の確定額が、②交付決定通知（補助金等交付指令書）の額と同額の場合は、本通知は省略します。
⑥　補助金の請求 【自主防災組織等⇒市】 ↓	補助金の額の確定後	●補助金交付請求書 ●添付書類 ・補助金等交付指令書または小浜市自主防災組織等活動支援事業補助金確定通知書の写し ・振込先の通帳の写し
⑦　補助金の振り込み 【市⇒自主防災組織等】		

※実績報告書に添付する写真については、写真の台紙の右上に以下のことを記載してください。

区分	記載事項
防災訓練、防災研修の場合	・自主防災組織等名 ・活動内容 ・実施日 ・場所 ・参加人数
防災マップ、パンフレット、チラシ作成等	・自主防災組織等名 ・活動内容 ・作成日（購入日）
看板、避難路案内標識等の作成	・自主防災組織等名 ・活動内容 ・作成日（設置日）
防災資機材購入等	・自主防災組織等名 ・活動内容 ・防災資機材の内容・数等 ・購入日 ・設置場所